（別添②）

重大事態が起こった場合の組織的対応の流れ

丹波市立山南中学校

いじめ対応チーム会議　（法第 28 条）

〇事実確認　→　重大事態を確認
（情報の整理と共有・共通理解）
①いじめ事案（重大事態）を市教委へ報告
⑤学校が調査主体の場合は、「いじめ対応チーム」を中心に組織的な調査、対応

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案

警察署
（生活安全課）

①いじめ事案（重大事態）の報告

④調査の主体を判断（必要な支援）

⑤重大事態の調査

●いじめられた側の生徒、その保護者
●いじめた側の生徒、その保護者

再調査組織

重大事態のうち必要な事案について付属機関等を設けて学校の設置者又は学校が行った調査結果の調査を行う。
（法第 30 条第２項）

【構成機関】
学識経験者、弁護士、精神科医教職経験者等

いじめ対応プロジェクトチーム

学校いじめゼロ支援チーム

②重大事態の判断

学校の設置者が調査主体の場合
〇重大事態の調査組織を設置
（いじめ対応プロジェクトチーム兼ねる）
〇調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
〇いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供
学校が調査主体の場合
〇学校への必要な指導及び支援、市長へ報告

設置

再調査報告

重大事態の報告

⑥調査結果の報告

市長

報告

議　会